

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月29日
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢三 圭史
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 小林 慶樹
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06(6368)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理部長 小林 慶樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第2回新株予約権) その他の者に対する割当 62,675,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 643,425,000円 (第3回新株予約権) その他の者に対する割当 30,940,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 404,940,000円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 26,180,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 434,180,000円 (第2回乃至第4回の合計) その他の者に対する割当 119,795,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額 を合算した金額 1,482,545,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行 使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却し た場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年8月27日付で提出いたしました有価証券届出書の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### 2 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

##### 3 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

##### (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

〈前略〉

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 <u>1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。</u></li><li>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</li><li>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</li></ol>
-------------------------------------	---

〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 <u>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とします。</u></li><li>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</li><li>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</li></ol>
-------------------------------------	--

〈後略〉

## 2【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

### (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

〈前略〉

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 <u>1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。</u></li> <li>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</li> <li>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</li> </ol>
--	---

〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 <u>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とします。</u></li> <li>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</li> <li>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</li> </ol>
--	--

〈後略〉

### 3【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

#### (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

〈前略〉

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 <u>1株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。</u></li> <li>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</li> <li>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</li> </ol>
--	---

〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 <u>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とします。</u></li> <li>2 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</li> <li>3 準備金組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2記載の資本金等増加限度額から上記2に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</li> </ol>
--	--

〈後略〉